

<掲載内容>

令和5年2月20日

総務省よりマイナポイント申込期限の延長が発表されました。

令和5年1月5日にお知らせしました「マイナンバーカードの取得と保険証への登録」について、マイナポイント申込期限が次のとおり延長となりましたのでお知らせします。

※なお、マイナンバーカードの申請期限は令和5年2月末です。(変更なし)

訂正箇所：チラシ1枚目最下部

変更後	変更前
マイナポイントをもらうには、 “ <u>マイナンバーカードの交付申請</u> (令和5年2月末まで)“と“ <u>マイナポイントの申込</u> (<u>令和5年5月末まで</u>)”が必要となりますので、お早目に手続きを！	マイナポイントをもらうには、 “ <u>マイナンバーカードの交付申請</u> (令和5年2月末まで)“と“ <u>マイナポイントの申込</u> (<u>期限等検討中</u>)”が必要となりますので、お早目に手続きを！